

2023（令和5）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（民事訴訟法）出題の趣旨

第1問は、一定の訴訟行為をすることにつき制限を受けた者による、又はこれに対する訴訟行為の効力等について民事訴訟法が用意している制度について、基本的知識を確認するものである。私法の規律を出発点としつつ（民事訴訟法28条前段）、「手続」を扱う民事訴訟において、私法の規律がいかなる理由でどのように変容されているかを答えることが求められる。

第2問は、シンプルな事例を素材として、確定判決の効力に関する理解を問うものである。

【設問1】は、既判力の範囲や効力の基本的知識の適用を求める基本的問題である。前訴に現れた請求及び攻撃防御の方法を分析し、どの時点でのいかなる判断内容に既判力が生じるかを見極め、後訴でYが提出した攻撃方法が前訴判決の既判力に触れるか否かを検討して、一定の結論を示すことが求められる。

【設問2】は、判決理由中の判断に一定範囲で拘束力を肯定する考え方の理解を問うものである。X主張の売買成立事実を前訴で積極的に争わなかったYの態度が検討対象となるが、判決理由中の判断に拘束力を認める根拠（信義則、争点効）を踏まえつつ、問題文記載の手続経過の下においても、その根拠を妥当させてよいかの検討が求められる。